

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画 概要版
【道路・ため池・水路】

2023年（令和5年）9月

福山市

○ ハード対策

【 道路 】

● 計画期間

2023 年度（令和 5 年度）～2027 年度（令和 9 年度）[5 か年]

● 対象施設

対象施設は、水路等に接する市が管理する道路

● 内容

（1）継続対策

- ・ 幅 50cm 以上で深さが 1m 以上の水路を対象とし、地域の利用実態から危険と判断される箇所について、転落を物理的に防ぐ転落防止柵等の設置による安全対策の継続
- ・ 対策総延長 約 34km

表-1 年次計画（継続対策）

2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度
5.9km	7.3km	7.4km	7.2km	6.2km

（2）強化対策

- ・ 公共施設（都市公園^{※1}664 箇所、保育所等^{※2}177 箇所）と接する道路で、幅 40cm 以上で深さ 50cm 以上の水路に対象を拡大して、子ども目線で危険と判断される箇所に転落防止柵等の設置及び水路等の出入り口となっている箇所などへのチェーン等の設置
- ・ 対策総延長 約 10km（見込）

表-2 年次計画（強化対策）

2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度
2.8km	1.8km	1.8km	1.8km	1.8km

※1 本計画の対象となる都市公園は、本市の定める都市公園のうち、都市緑地を除くすべての都市公園のこと（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日現在）

※2 本計画の対象となる保育所等とは、保育所・認定こども園・地域型保育施設事業・幼稚園のこと（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日現在）

【 ため池 】

● 計画期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）[5か年]

● 対象施設

対象施設は、道路等に接するため池

〔道路等とは、市道、里道、農道、林道及び水路等を管理する土揚場など、市が管理する道（国、県が管理する国道、県道、港湾施設及び海岸保全施設区域内の里道等は除く）としての機能を有しているもの及びため池の堤〕

● 内容

（1）継続対策

- ・ 地域の利用実態から危険と判断されるため池について、転落を物理的に防ぐ転落防止柵等の設置による安全対策の継続
- ・ 対策ため池 19箇所、延長 1.3km

表－3 年次計画（継続対策）

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
転落防止柵等	5箇所	5箇所	4箇所	4箇所	1箇所
	0.3km	0.2km	0.2km	0.2km	0.4km

（2）強化対策

- ・ 小学校の通学路に接するため池について、通学路に接する 123箇所のうち、未対策のため池全てに転落防止柵等の設置
- ・ 子どもが転落した際の脱出・救助用の手すりを、通学路に接する 123箇所のうち、対策が可能な全ての取水施設への設置
- ・ 転落防止柵等の対策ため池数 61箇所、延長 3.9km
- ・ 手すりの対策ため池数 69箇所（うち転落防止柵と同時が46箇所）

表－4 年次計画（強化対策）

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
転落防止柵等	7箇所	12箇所	13箇所	15箇所	14箇所
	0.4km	0.9km	0.9km	1.2km	0.5km
手すり	5箇所	11箇所	11箇所	11箇所	31箇所

【水路】

● 計画期間

2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年度）[3か年]

● 対象施設

水路の周辺に家屋が多い市街地内を流れている雨水幹線

準用河川・普通河川、幹線用水路は、市街地のほか郊外や田畑、山林の中など周辺状況が様々で対策が不要な水路も多いため、地域の要望や新たに対策が必要と認められた場合、随時、調査を行い対策実施の検討

● 内容

- ・ 開渠であり深さ及び幅が1m以上の断面が大きな雨水幹線を対象として、車両や歩行者、自転車などが複雑に交錯する場所で、人が溜まりやすい場所として「水路と道路（橋りょう）が交差する箇所」を基本に転落時の備えとして、水路内に脱出・救助施設の設置
- ・ 対策箇所 20水路(24km)，120箇所

表－5 年次計画（強化対策）

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度
対策水路	6水路(4km)	8水路(12km)	6水路(8km)
昇降施設設置数	38箇所	45箇所	37箇所

○ ソフト対策

ソフト対策については、効果を持続させる必要があるため、実施計画期間終了後も取組を継続

(1) 民地からの転落防止対策

- ・ 転落防止柵や注意喚起ポールの設置事例を紹介した啓発チラシを 2023 年度（令和 5 年度）に作成
- ・ 2024 年度（令和 6 年度）から、啓発チラシの市ホームページへの掲載と水路への蓋掛けの申請（公共用地使用許可）等の機会を通じた周知・啓発
- ・ 道路から民地への出入口として水路上に設置する橋や蓋等への転落防止柵等の設置が図られるような対策について、2024 年度（令和 6 年度）以降実施

(2) 注意喚起

- ・ 子どもに分かりやすい注意喚起看板を 2023 年度（令和 5 年度）に作成
- ・ 2024 年度（令和 6 年度）から、子どもや高齢者の利用が多い、保育所等や公共施設周辺などで、幅が広い水路等に接し注意喚起が必要と思われる箇所への注意喚起看板の設置
- ・ 既存看板は、子どもに分かりにくいものなどを随時更新

(3) 啓発活動

- ・ 水路等の危険性の啓発については、あらゆる機会を捉えた周知を継続的に実施
- ・ 子どもへの啓発は、これまでの取組の強化に加え、2024 年度（令和 6 年度）から、実体験で学ぶ機会を設けるなど新たな取組の検討及び実施
- ・ 一般向け、子ども向け啓発チラシ及び教材用の「ぬり絵」を専門家の意見を聴いて 2023 年度（令和 5 年度）に作成
- ・ 啓発チラシを活用し、毎年、広報ふくやま等による周知とともに、各種団体と連携した交通安全教室等の機会を捉えた周知を、2024 年度（令和 6 年度）から継続的に実施
- ・ 保育所等において、「ぬり絵」を通じ、水路等の危険性に気付く力を養うとともに、家庭に啓発チラシと併せて持ち帰り、就学前児童と保護者が一緒に水路等の危険性を確認できる取組を、2024 年度（令和 6 年度）から継続的に実施
- ・ 「保育所等の散歩の時間」に就学前児童に対して、実際に現地で「子どもだけで水路等のそばで遊ばない」など水路等の危険性を教える取組を 2023 年度（令和 5 年度）から継続的に実施
- ・ 保育所等の参観日等の機会を捉えて、保護者に対して啓発チラシを活用するなど、子どもが危険な行動をとることを前提に注意すべきことなどを毎年周知
- ・ 小学校の総合的な学習の時間などで、地域の協力を得ながら、地域の水路等の危

険箇所を現地で確認し、水路等の危険性について学習する取組を、2024年度（令和6年度）以降実施できるよう検討

- ・ 水路等へ転落した時の対処方法を学ぶ場として、小学校において、「着衣泳」の体験の実施と市民団体と連携した「安全教室」を年15校程度実施

（4）水路の運用方法の変更

- ・ 水路の利用状況の変化に合わせて、水深の深い水路については、毎年、地域からの情報を収集し、必要に応じて随時、水位調整が可能な水路については、水深変更の実施

○ 進捗管理

- ・ 本実施計画に基づく対策の進捗管理は、毎年「推進会議」において定期的に共有
- ・ 推進会議では、基本方針に基づく水路等転落事故防止にかかる取組の全体の進捗管理を行うこととし、各課で実施する計画の共有、連携体制の確認、前年度の実績を取りまとめ、モニタリング会議に報告し、意見を対策に反映
- ・ 本実施計画に基づく転落事故防止対策の実施状況は、年度ごとに市ホームページで公表

〔 対策箇所一覧表等 〕

- ・ 【道路】、【ため池】、【水路】の対策箇所一覧表及び位置図については、各実施計画へ別冊資料として添付